

火災の被害を 受けられた方へ

この度は火災の被害を受けられたことについて心からお見舞い申し上げます。

今回の火災で被害を受けられた方は、お住まいやお金などの各種の救済・支援制度等を受けられる場合があります。

救済・支援制度は、手数料の減免など区役所でお手続きするものと、その他の官公署でお手続きするものがあります。

また、官公署以外においても生活再建に関係する諸手続きがございます。

この冊子では、それらの一部をご案内しておりますので、被害の程度により該当するものについてお手続きください。

「火災の鎮火後」から「生活再建」への手続き等の流れ

お見舞い金等

- ① お金：災害見舞金・弔慰金の支給（1ページ）
- ② 日用品：赤十字援護物資の交付（2ページ）

翌日

- ・ 実況見分の立ち会い
焼損程度が大きい場合は、翌日の午前中から消防と警察が合同で実況見分を行います。火元責任者の方や普段の生活状況を把握している方に立ち会いを依頼しますので、ご協力をお願いします。

翌日以降 (できるだけ早く 行うべき手続き)

- ③ 罹災証明書の手続き（3ページ）
- ④ 住民票の写しの請求（4、5ページ）
- ⑤ 保険会社への手続き（6ページ）
- ⑥ 運転免許証、マイナンバーカードの再交付（7～8ページ）
- ⑦ 健康保険証・介護保険証、年金証書・年金手帳の再交付（9～11ページ）
- ⑧ 預金通帳の再発行（12ページ）
- ⑨ クレジットカードの再発行（13ページ）
- ⑩ 携帯電話会社への手続き（14ページ）
- ⑪ 電力会社・ガス会社・水道局等への手続き（15～17ページ）
- ⑫ 浄化槽の手続き（18ページ）
- ⑬ 固定電話回線の手続き（19、20ページ）

その後、順次行う べき手続き

- ⑭ 郵便局への転居届（21ページ）
- ⑮ 実印、印鑑登録証（5、22ページ）
- ⑯ 焼損物件の処分（23ページ）
- ⑰ 一般廃棄物処理手数料の減免（24ページ）
- ⑱ 燃えてしまった現金の引換え（25、26ページ）
- ⑲ 新しい住居探し（27～29ページ）
- ⑳ 市民税・県民税の減免（30ページ）
- ㉑ 市税の徴収猶予（30ページ）
- ㉒ 固定資産税・都市計画税の減免（31ページ）
- ㉓ 国民年金保険料の免除等（32ページ）
- ㉔ 国民健康保険等保険料・一部負担金の減免（32ページ）
- ㉕ 建物滅失登記（33ページ）
- ㉖ 雑損控除（確定申告）（34ページ）

その他

- ㉗ 生活福祉資金の貸付（35ページ）
- ㉘ 生活保護・生活困窮者自立支援制度（36ページ）
- ㉙ 義務教育諸学校への就学奨励制度（37、38ページ）
- ㉚ 保育所等利用料の減免（39ページ）
- ㉛ 市営住宅への一時入居の手続き（40ページ）
- ㉜ 横浜市コールセンター（困った時の問い合わせ）（41ページ）
- ㉝ 横浜市犯罪被害者等支援事業（42ページ）

手続き等の担当窓口別一覧

担当窓口		項目	必要なもの
消防署	警防課調査係・調査担当	罹災証明書の申請	(本)
区役所	戸籍課	住民票の写しの請求	口、本、手
	福祉保健課	見舞金・弔慰金の支給	(本)
	戸籍課	実印の作成	印、本
	税務課	市民税・県民税の減免	罹示、印
	税務課	固定資産税・都市計画税（家屋）の減免	罹出、印
	戸籍課	マイナンバーカードの再交付	罹示、本、手
	こども家庭支援課	保育所等利用料の減免	罹示
	保険年金課	国民年金保険料の免除	罹示
	保険年金課	国民健康保険等保険料・一部負担金の減免	罹示
	保険年金課	健康保険証・介護保険証の再交付	印、本
	保険年金課	年金手帳の再交付	印、本
年金事務所		※加入者別に担当窓口が異なります。	
		年金証書の再交付	印、本
財政局	償却資産課	固定資産税（償却資産）の減免	罹出
税務署	各税務署	雑損控除（確定申告）	罹出
神奈川県警察	運転免許センター	運転免許証の再交付	(住)、手、(本)
建築局	市営住宅課	市営住宅への一時入居手続き	罹出、住、(印)
資源循環局	居住区の事務所	一般廃棄物処理	罹出
市民局	人権課	放火による犯罪被害者への支援	罹出、住、(印)、(他)
法務局		建物滅失登記	罹出
郵便局		転居届	住、本
		貯金通帳の再発行	手、印、本
銀行		預金通帳の再発行	手、印、本
保険会社		各種保険申請	罹出

【必要なもの】省略記号内訳

罹出=罹災証明書の提出、罹示=罹災証明書の提示、住=住民票

手=手数料、印=認印、本=本人確認書類、口=口頭による本人確認

マ=マイナンバーカード

※ 本人確認書類とは、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、官公庁から発行・発給された書類でその官公庁が顔写真を貼付したもの、健康保険証、年金手帳などですが、手続きにより異なりますので、各項目をご覧ください。

※ 上記の全ての手続きを行うには、罹災証明書は9通必要です。

チェック	メモ

①災害見舞金・弔慰金の支給

■ 支援の内容

火災、風水害、地震等により被害を受けたとき、被災者又はその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給します（この冊子では火災についてのみご案内します）。

団体名	世帯	全焼	半焼	死亡	重傷
横浜市	複数	5万円	3万円	10万円	1か月以上入院 3万円
	単身	3万円	2万円		6か月以上入院 5万円
日赤横浜市 地区本部 委員会	複数	2.5万円	1.5万円	5万円	1か月以上治療 2万円
	単身	1.5万円	1万円	5万円	
日赤神奈川県支部	—	1万円	1万円	2万円	2週間以上入院 1万円
日赤地区 委員会	各区により異なる				
神奈川県 共同募金会	—	1万円	5千円	1万円	5千円
区社会福祉 協議会	各区により異なる				

※死亡・重傷は一人当たりの金額です。

※災害弔慰金の支給等に関する条例が適用される場合を除きます。

※自己の故意又は重大な過失（住家内での火遊び等）による火災は対象外です。

■ 対象となる方

市内に居住する方で、火災により①居住する住家に、要綱に定める支給基準に該当する被害を受けた方、②死亡者のご遺族、③重傷者

■ その他

- ・被害状況の確認及び手続き終了後、支給されます。
- ・罹災証明書など、書類の提出をお願いする場合があります。

■ 担当窓口

各区役所 福祉保健課（横浜市分）（44 ページ参照）

各区社会福祉協議会（日赤・共同募金・区社会福祉協議会分）（46 ページ参照）

チェック	メモ

②赤十字援護物資の交付

■ 支援の内容

火災等により住宅が半焼・半壊以上の被害を受けた場合、ならびに火災の消火活動に伴い、住家に甚だしい被害を受けた場合に、無料で日本赤十字社神奈川県支部の援護物資を受取れるものです。

■ 援護物資の内容

- ・ 歯ブラシ（2本）
- ・ 歯磨き粉（1ケ）
- ・ リンスインシャンプー（1本）
- ・ ボディーソープ（1本）
- ・ ひげ剃り（1本）
- ・ ヘアブラシ（1本）
- ・ 洗濯洗剤（5袋）
- ・ 洗濯ロープ（1本）
- ・ 洗濯ばさみ（10ケ）
- ・ ポケットティッシュ（5ケ）
- ・ 絆創膏（15枚）
- ・ 軍手（1双）
- ・ シャープペンシル（1本）
- ・ ボールペン（1本）
- ・ 大学ノート（1冊）
- ・ 石鹸（1ケ）
- ・ 消しゴム（1ケ）
- ・ フェイスタオル（2枚）
- ・ バスタオル（1枚）
- ・ 毛布（1枚）
- ・ ファスナーファイルケース（1枚）
- ・ A4版収納ケース（1ケ）

援護物資一式が入ったバッグ



■ その他

被害を受けた住宅に居住する方のうち、希望者全員に交付されます。

■ 担当窓口

各区 社会福祉協議会（46 ページ参照）

チェック	メモ

③罹災証明書の手続き

火災によって生じた被害に関する証明書です。

■ 対象となる方

- ・罹災物件の所有者、管理者、占有者
- ・罹災物件の担保権者、保険金受取人
- ・上記の対象となる方が個人の場合は親族、法人等の場合は従業員
- ・その他罹災物件と関係のある方

■ 受付時間

8時45分から20時00分まで

■ 必要なもの

- ・身分証明できるものをお持ちの方は、ご持参ください。
- ・代理人による申請の場合は、委任状が必要となりますが、以下の方は不要となります。
 - ① 申請者の配偶者又は同居親族
 - ② 申請者が法人の場合は、法人の従業員等（社員証、職員証等をご持参ください）

■ 手数料

手数料はかかりません。

■ 担当窓口

各区消防署 警防課調査係・調査担当（43ページ参照）

チェック	メモ

④住民票の写しの請求

■ 窓口請求できる方

- ・ 本人等
横浜市内に住民登録している本人及び同一世帯員

■ 請求に必要なもの

- ・ 窓口へ来た人の本人確認書類
運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカード(個人番号カード)
又は写真付きの住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書
(外国人登録証明書) など
※ 本人確認のための質問をすることがあります。
- ・ 委任状(本人又は同一世帯員以外のみ)
- ・ 請求権限を確認できる書類(第三者のみ)

■ 手数料

1通 300円

※ 年金受給のために年金事務所に提出する場合など、法令の規定により
手数料を免除できる場合があります。

■ 担当窓口

- ・ 各区役所 戸籍課 (44 ページ参照)
- ・ 行政サービスコーナー (45 ページ参照)
- ・ 一部のコンビニ (5 ページ参照)

チェック	メモ

(参考) コンビニでの各種証明書の取得

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しなど各種証明書が取得できるサービスです。

■ 利用できる方

横浜市に住民登録されている方で、利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカードをお持ちの方が利用できます。

※ コンビニ交付で利用できるカードは、マイナンバーカードのみです。
(住民基本台帳カード、印鑑登録証では利用できません。)

■ 取得できる証明書など

取得できる証明書 (市内在住者に限る)	交付手数料	請求対象者	備考
住民票の写し	1通 250円	本人及び同一世帯の方のみ	除票及びマイナンバー、住民票コード入りは取得できません
住民票記載事項証明書			
印鑑登録証明書		本人のみ	市内に印鑑登録されている方のみ
戸籍の附票の写し	1通 450円	本人及び同一戸籍の方のみ	市内に本籍がある方のみ
戸籍(全部・個人事項)証明書			

■ 利用時間

午前6時30分～午後11時(システム休止日を除く)

※ 戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは、平日の午前9時～午後5時

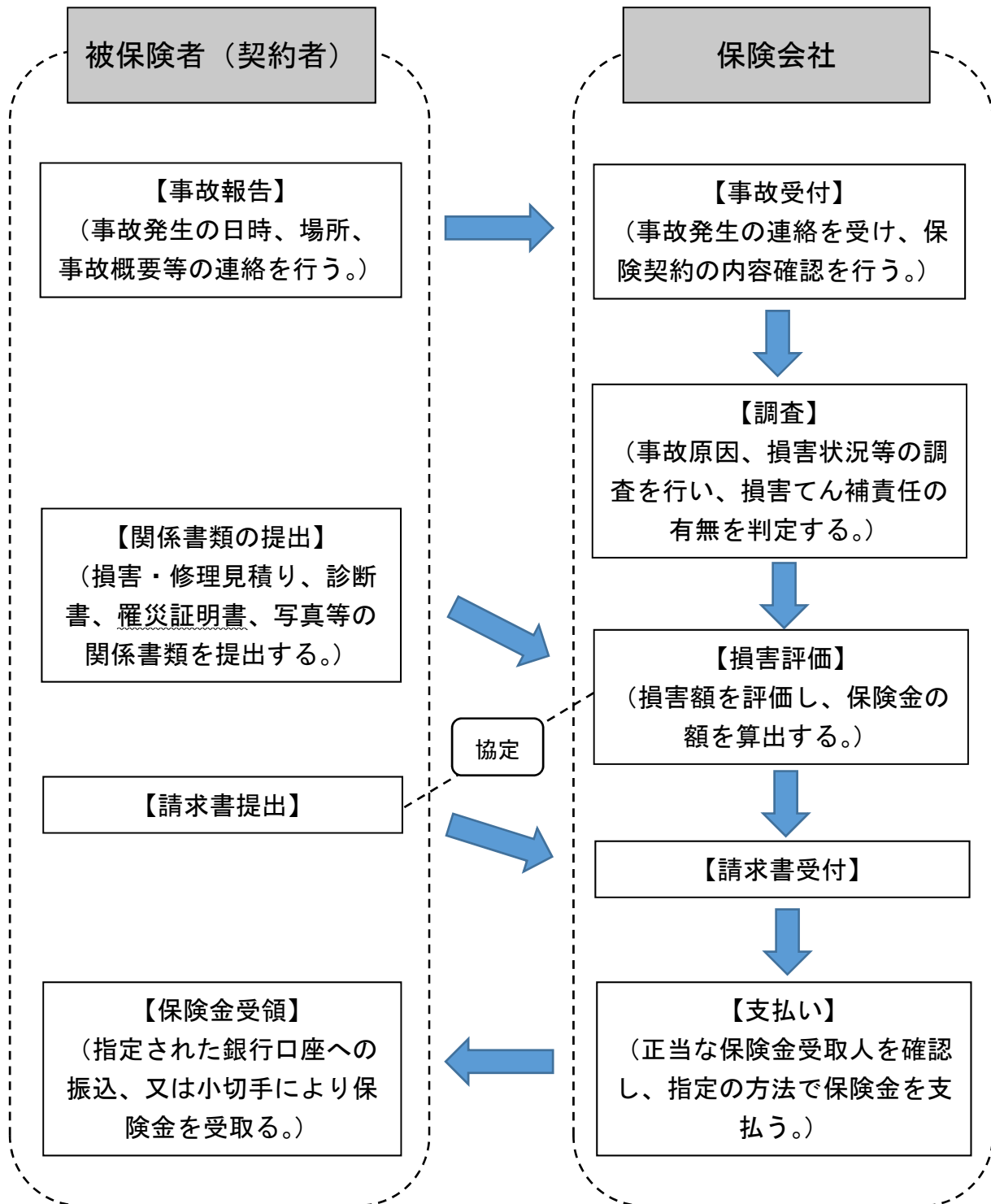
■ 利用可能店舗

- ・市内だけでなく、全国約54,000店舗で利用できます。
- ・次の店舗で利用できます。(※マルチコピー機設置店舗に限る)
セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ローソン・スリーエフ、ミニストップ、イオンリテールなど
- ※ 全国には他にも利用できる店舗があります。

チェック	メモ

⑤ 保険会社への手続き（各種保険申請）

事故発生から保険金のお受取りまでの一般的な流れは、以下のとおりです。ご契約内容、事故の状況などにより手続きが異なることもありますので、契約保険会社までお問い合わせください。



チェック	メモ

⑥ 運転免許証の紛失・焼失

■ 手続きの内容

運転免許証を紛失、汚損、破損した場合の再交付手続きです。

■ 受付

月曜日から金曜日まで（土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く。）の午前8時30分～11時、午後1時～4時

■ 必要書類

- ・ 運転免許証再交付申請書（用紙は運転免許センターにあります）
- ・ 運転免許証等亡失等事実てん末書（用紙は運転免許センターにあります）
- ・ 破（汚）損した場合はその免許証
- ・ 申請用写真 1枚（縦3.0cm×横2.4cm）
- ・ 身分を確認できるもの
- ・ 記載事項の変更を同時に行う場合は、変更を証明する書類
- ・ 海外からの一時帰国の方で、住民登録が日本にない方は、滞在証明書と滞在証明書を書いた人の住民票の写し等
- ・ 手数料 2,250円

※ 必要書類については、まずは事前にご相談ください。

■ その他注意事項

- ・ 有効期間が過ぎた方は、この手続きはできません。
- ・ 代理申請はできませんので、必ず本人が申請にお越しくください。

■ 担当窓口

神奈川県運転免許センター（※警察署では行えません）（53ページ参照）

チェック	メモ

⑥ マイナンバーカードの再交付

■ 対象となる方(従前、マイナンバーカードの交付を受けている方)

- ・ マイナンバーカードを紛失、焼失、又は著しく損傷した場合
- ・ マイナンバーカードの機能が損なわれた場合

■ 本人申請時に必要なもの(再交付申請の際)

- ・ 本人確認書類
 - A 官公署で発行した顔写真付きの本人確認書類 1点
 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書(交付年月日が、平成24年4月1日以降のものに限る。)等、官公署が発行した資格証明書等で顔写真付きのもの
 - B Aの書類がない場合は、次の書類 2点
 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、生活保護受給者証、社員証、学生証など
- ・ 罹災証明書等紛失、焼失の事実がわかる書類
- ・ 顔写真(サイズ縦4.5cm×横3.5cm)

■ 再交付手数料

カードの再交付 800円 電子証明書の再交付 200円
(申請の際にお支払いいただきます)

■ 担当窓口

各区役所 戸籍課(44ページ参照)

チェック	メモ

⑦健康保険証・介護保険証の紛失・焼失

■ 対象となる方

健康保険証・介護保険証を紛失、焼失、又は汚してしまった方

■ 担当窓口

- | | | |
|--|---|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険証 2 後期高齢者医療被保険者証 3 介護保険証 | } | ⇒各区役所保険年金課（44 ページ参照） |
| <ul style="list-style-type: none"> 4 その他の健康保険証 | ⇒ | ご加入の健康保険組合、共済組合などへ |

■ 1・2・3の本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・印鑑（お持ちでない場合は、署名で申請可能）
- ・本人確認書類（お持ちでない方は、口頭による生年月日等の確認により申請可能）

■ 1・2・3についての再交付手数料

手数料はかかりません。

■ 1・2・3についてその他

- ・罹災証明書は必要ありません。

チェック	メモ

⑦年金証書の紛失・焼失

■ 対象となる方

年金証書を紛失、焼失、又は汚してしまった方

■ 本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・ 印鑑（お持ちでない場合は、署名で申請可能）
- ・ 本人確認書類

■ 再交付手数料

手数料はかかりません。

■ その他

- ・ 罹災証明書は必要ありません。
- ・ 手続きは郵送でもできます。
- ・ 共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。

■ 担当窓口

年金事務所（48 ページ参照）

チェック	メモ

⑦年金手帳の紛失・焼失

■ 対象となる方

年金手帳を紛失、焼失、又は汚してしまった方

■ 本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・ 印鑑（お持ちでない場合は、署名で申請可能）
- ・ 本人確認書類

■ 再交付手数料

手数料はかかりません。

■ 加入者別の担当窓口

- ・ 紛失等した方が国民年金第1号被保険者の場合は、お住まいの各区役所
保険年金課国民年金係
免許証など本人の確認できるものをお持ちになり、年金手帳の再交付を
申請してください。
 - ・ 厚生年金保険の被保険者の方は、事業所の所在地を管轄する年金事務所
 - ・ 第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先の所在地を管轄する年金事務所
- ※ お急ぎの場合は、【お近くの年金事務所】へご相談ください。

■ 担当窓口

各区役所 保険年金課（44 ページ参照）
各年金事務所（48 ページ参照）

チェック	メモ

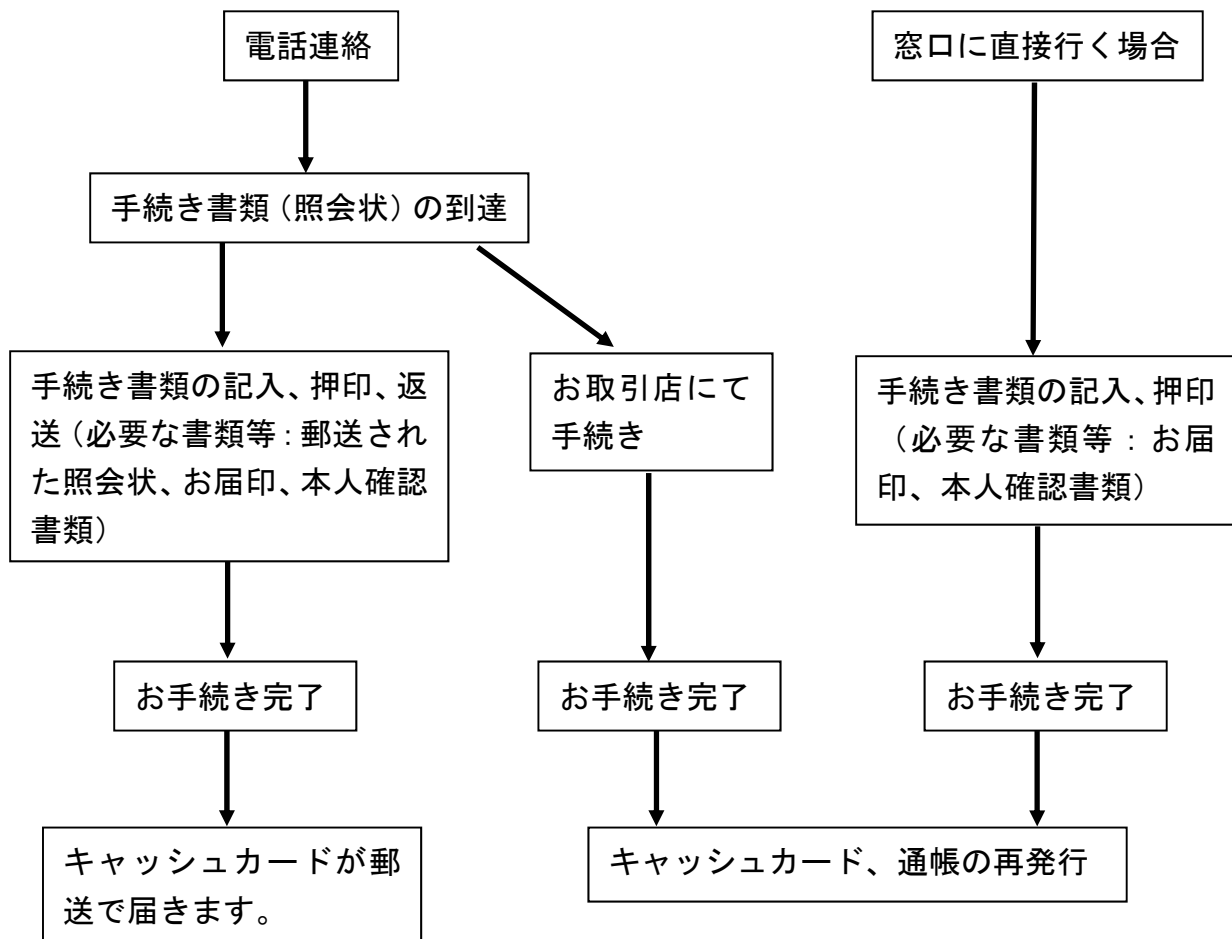
⑧ 預金通帳等（銀行）の紛失・焼失

紛失・焼失から再発行のお受取りまでの一般的な流れは、以下のとおりです。各銀行により手続きが異なることもありますので、預金口座を開設した銀行までお問い合わせください。

■ 対象となる方

各銀行の預金通帳を紛失、焼失、又は汚してしまった方

■ 手続き



■ 手数料

再発行の所定の手数料がかかります。

■ その他

全焼した場合等は照会状を送付できないため、窓口手続きとなります。

チェック	メモ

⑨ クレジットカードの紛失・焼失

火災によりクレジットカードを焼失又は紛失した場合は、以下のような手続きを行う必要があります。

- ・カード発行会社に直ちに連絡してください（カード発行会社への通知が遅れた場合、第三者に不正に使用されて、損害にあう可能性も考えられます。）
- ・紛失や盗難の場合は、警察にも届け出てください。
- ・再発行手続は、カード発行会社により異なりますので、ご加入のカード発行会社にご相談ください。
- ・再発行によりカードの番号が変わった場合、自動引き落とし設定を行っているものについては、新しい番号の登録が必要となる場合があります。

■ 主なクレジットカード発行会社の紛失時緊急連絡先

- ・三井住友カード：0120-919-456
- ・三菱 UFJ ニコス MUFG カード：0120-107-542
DC カード：0120-664-476
NICOS カード：0120-159-674
- ・アメリカン・エクスプレス：0120-020-120
- ・JCB カード：0120-794-082
- ・ミライノカード：0120-794-082
- ・UC カード：03-6688-7669
- ・ビューカード：03-6685-4800
- ・東急カード：0570-015-109
- ・ダイナースクラブカード：0120-074-024
- ・楽天カード：0120-86-6910
- ・オリックス・クレジット：0120-00-0926
- ・三井住友トラストカード：03-6737-0800
- ・NTT グループ VISA カード：044-520-9797
- ・NTT グループ MasterCard：044-520-9767
- ・ライフカード：0120-225331
- ・オリコカード：0120-828-013
- ・ジャックスカード：0120-996-211
- ・セブンカード／セブンカード・プラス：0422-71-7704

※ VISA（ビザ）、MasterCard（マスターカード）は、発行元の企業に連絡が必要です。

チェック	メモ

⑩ 携帯電話の紛失・焼失

携帯電話を紛失・焼失した場合は、お近くの契約している携帯電話キャリアショップにご相談ください。

携帯電話キャリアショップ（専売店）以外の量販店や併売店（いわゆる街の携帯ショップ）で購入された方も、専売店にご相談ください。

■ まず電話で相談したい場合（主なキャリア）

<NTT ドコモとのご契約の場合>

総合お問い合わせ（ドコモインフォメーションセンター）

- ・ 一般電話などから 0120-800-000
- ・ ドコモの携帯電話から 151（無料）

受付時間：9：00～20：00（年中無休）

<ソフトバンクとのご契約の場合>

- ・ ソフトバンク総合案内

0800-919-0157

- ・ ソフトバンク紛失・故障受付

0800-919-0113

受付時間：電話 10:00～19:00

チャット 9:00～20:00（年中無休）

<ワイモバイルとのご契約の場合>

- ・ ワイモバイル総合窓口

0570-039-151

受付時間：電話 10:00～19:00

チャット 9:00～20:00（年中無休）

<KDDI（au）とのご契約の場合>

- ・ お客さまセンター

一般電話などから 0077-7-111（無料）

上記、電話番号がご利用になれない場合：0120-977-033

auの携帯電話から 157（無料）

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

チェック	メモ

⑪電力会社への手続き

大規模な火災時には、火災通報時に消防から東京電力パワーグリッドに連絡され、送電等の応急措置は実施されますが、引っ越し時等の電力停止（廃止）は契約している電力会社へ連絡し、手続きをする必要があります。

自力消火の場合で、電気配線の補修が必要な場合は、電気工事業者を早急に手配してください。

なお、お引っ越しされた場合は、改めて電力会社とのご契約が必要になります。

・東京電力カスタマーセンター

（設備に関するお問い合わせ、又は東京電力でご契約の方）

電話：0120-99-5772 横浜市（泉区・戸塚区・栄区全域・港南区の一部を除く）

0120-99-5776 上記以外の横浜市

■ 電気工事業者の手配にお困りの場合

お近くの「住宅電気工事センター※」（連絡先は49ページ参照）にご相談ください。

※ 住宅電気工事センターとは、公益社団法人全関東電気工事協会（神奈川県地域協会）、東京電力パワーグリッド株式会社、一般財団法人関東電気保安協会の三者がともに電気安全に携わるものとして、社会的電気保安体制を強化する観点から、低圧のお客さまの電気安全確保ならびにお客さま電気設備等にかかわるサービス向上のための諸活動を推進することを目的に設立した組織です。

電気の安全、安心をご家庭にお届けするため、電気設備の保安点検や軽微な手直し、電気安全に関する相談に応じております。

チェック	メモ

⑪ ガス会社への手続き

【東京ガスをご使用の場合】

大規模な火災時には、火災通報時に消防から東京ガスに連絡され、応急措置は実施されますが、引っ越し時等の都市ガスの使用停止（廃止）は契約している東京ガスに連絡し、手続きをする必要があります。

■ 担当窓口

東京ガスお客さまセンター（総合） 電話：0570-002211

※ 03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【LP ガスをご使用の場合】

建物ごとにガスを入れている販売店は異なります。

集合住宅や賃貸住宅の場合は、建物管理会社又は建物所有者にお問い合わせください。

戸建住宅の場合は、販売店にお問い合わせください。

販売店が分からない場合は、建物に設置されている容器やガスメーターに連絡先が表記されていますので、そちらをご確認願います。

チェック	メモ

⑪ 水道の手続き

■ 手続きの内容

お引越しする場合は、水道の使用中止と使用開始の手続きが必要です。

■ 横浜市内への引っ越し

- ・ 使用中止・使用開始とも水道局お客さまサービスセンターで受け付けします。
- ・ 転居先でも、お支払方法の継続（口座振替・クレジットカード払い）が可能です。ご希望の方はご申告ください。
- ・ 転居先でも、個人福祉減免または基本料金の適用制度（1個のメーターを2世帯以上で家事用に使用されている場合）の適用をご希望の方は、横浜市内のご転居の場合でも再申請が必要です。

■ 横浜市外への引っ越し

- ・ 使用中止の受付は、水道局お客さまサービスセンターで受け付けることができますが、転居先（市外）での使用開始手続きについては、所轄の水道局にご連絡ください。
- ・ 現在（横浜市内）のお支払方法（口座振替・クレジットカード払い）は継続できません。

■ 共通事項

- ・ 転居元の料金精算分を転居先へ送付いたします。使用中止日、転居先住所のご申告をお願いします。
※口座振替、クレジットカード払いをご利用いただいていた方は、精算方法をお選びいただけます。
- ・ 現地精算（お客様宅へ訪問しての精算）をご希望の方は、水道局お客さまサービスセンターにお問い合わせください。
- ・ 使用中止、使用開始ともに現地精算等特別な場合を除いてお客さまの立ち合いは必要ありません。

■ 担当窓口

水道局お客さまサービスセンター

電話：045-8 4 7-6262 はちよんなな（年中無休、24時間受付）

FAX：045-8 4 8-4281

チェック	メモ

⑫浄化槽の手続き

■ 対象となる方

浄化槽を使用している方

■ 廃止の手続き

浄化槽使用者は、浄化槽を廃止したときは30日以内に浄化槽使用廃止届出書を提出してください。

浄化槽を廃止する場合は、横浜市浄化槽清掃業許可業者に清掃を依頼し、衛生上問題が生じないように消毒等を行ってください。

■ 休止の手続き

浄化槽使用者は、概ね1年以上にわたって浄化槽の使用を休止する場合は、浄化槽使用休止届出書を提出することができます。

浄化槽使用休止中は、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の義務が免除されます。

また、浄化槽の使用を再開したときは、再開した日から30日以内に浄化槽使用再開届出書を提出してください。

■ その他

各届出書は、ホームページおよび届出提出先にあります。

■ 問合せ・各種届出提出先

資源循環局一般廃棄物対策課

横浜市中区本町6丁目50番地の10 23階

電話：045-671-2547 fax：045-663-0125

最寄り駅

みなとみらい線「馬車道駅」1C出入口直結

JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩3分

チェック	メモ

⑬ 固定電話回線の手続き その1

ご契約の通信事業者へお申し出ください。

仮住まいへの電話移設の必要がある場合は、その旨を依頼してください。
必要書類等の詳しい内容は、お問合せ時に、ご案内させていただきます。

■ 問い合わせ先と受付時間

<NTT 東日本とのご契約の場合>

◇加入電話・INS ネット64をご利用の場合

- ・お問合せ先：NTT 東日本 116 センタ 局番なしの「116」
※携帯電話からのご相談・お申し込みは 「0120-116000」
- ・受付時間：午前9時から午後5時まで
※土日・祝日も営業(年末年始を除きます)

◇ひかり電話をご利用の場合

- ・お問合せ先：NTT 東日本フレッツ受付センタ 「0120-116116」
※携帯電話・PHS からもかけられます
- ・受付時間：午前9時から午後5時まで
※土日・祝日も営業(年末年始を除きます)

<NTT ドコモとの契約（ドコモ光）の場合>

◇総合お問い合わせ（ドコモインフォメーションセンター）

- ・一般電話などから 0120-800-000
 - ・ドコモの携帯電話から 151（無料）
- 受付時間：9：00～20：00（年中無休）

<KDDI（au）とのご契約の場合>

◇お客さまセンター

- ・一般電話などから 0077-7-111（無料）
上記、電話番号がご利用になれない場合：0120-977-033
 - ・auの携帯電話から 157（無料）
- 受付時間：9:00～20:00（年中無休）

チェック	メモ

⑬ 固定電話回線の手続き その2

<ソフトバンクとのご契約の場合>

◇おとくラインなどの電話サービスに関する問合せ

フリーコール：0120-917-221（9:00～18:00 土日祝日、年末年始を除く）

◇SoftBank 光 に関する問合せ

フリーコール：0800-111-2009（10:00～19:00）

◇SoftBank Air、Yahoo! BB 光、Yahoo! BB ADSL、おうちのでんわ に関する問合せ

フリーコール：0800-1111-820（10:00～19:00 土日祝日は一部休業）

チェック	メモ

⑭郵便局への転居届

■ 手続きの内容

お引越しの際には、お近くの郵便局の窓口にて転居届をお出しいただくか、PCまたはスマートフォンなどからインターネットで手続きをしていただくことで、届出日から1年間、旧住所あての郵便物等が新住所に転送されます。

■ 窓口での手続きに必要なもの

- ・ 転居届用紙（郵便局の窓口にて備え付けてあります。）
- ・ 印鑑
- ・ ご本人確認書類
 - ①個人が転居される場合は、ご本人（転居届をご提出された方）の運転免許証、各種健康保険証等
 - ②会社、団体等が転居される場合は、社員証、各種健康保険証など窓口へお越しになる方と会社、団体等との関係が分かるもの
- ・ 旧住所の記載内容の確認資料
 転居される方の旧住所が確認できる運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カードや住民票等、官公庁が発行した住所の記載があるもの

■ インターネット上で転居届を受け付けるホームページ

《あたらしい町にも、しっかり届く安心。e転居》
<https://welcometown.post.japanpost.jp>



■ その他

- ・ 転居届受付後、転居の事実確認のため、郵便局社員が旧住所又は新住所（転居先）を訪問することがあります。
- ・ 窓口にお越しいただくことができない場合は、転居届にご記入の上、切手を貼らずにポストに投函していただくか、またはインターネットでお申し込みください。
- ・ 詳しくは、お近くの郵便局の窓口にご相談ください。

■ 担当窓口

各郵便局

チェック	メモ

⑮実印、印鑑登録証

■ 手続きの内容

登録した印鑑や登録証（カード）を紛失したが、印鑑証明書が必要な場合は、亡失の届出を行い、再度印鑑登録の申請を行う必要があります。

■ 印鑑のカードを紛失した場合（「印鑑登録証亡失届」）

来庁される方	本人	代理人
届出に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・登録している印鑑 ・本人確認のできるもの（免許証、健康保険証など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の登録印鑑 ・代理人の本人確認のできるもの（免許証、健康保険証など） ・本人自署の委任状（登録印鑑の押印が必要） ・代理人の認印
手続き完了	官公庁が発行した写真入りの本人確認資料をお持ちの方は即日完了、それ以外の方は文書照会方式	文書照会方式となり、回答書持参の際完了

※ 代理人が印鑑登録証亡失届をされ、同時に印鑑登録申請される場合は文書照会方式のみになります（即日登録はできません）。

■ 登録している印鑑を紛失した場合（登録印鑑亡失届）

来庁される方	本人	代理人
届出に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の印鑑登録証（カード） ・本人確認のできるもの（免許証、健康保険証など） ・本人の認印 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の印鑑登録証（カード） ・本人の認印 ・代理人の本人確認のできるもの（免許証、健康保険証など） ・本人自署の委任状（登録印鑑の押印が必要） ・代理人の認印
手続き完了の時期	官公庁が発行した写真入りの本人確認資料をお持ちの方は即日完了、それ以外の方は文書照会方式	文書照会方式となり、回答書持参の際完了

■ 担当窓口

各区役所 戸籍課（44 ページ参照）

チェック	メモ

⑩焼損物件の処分

消防と警察による実況見分、保険会社の損害状況調査、不動産の所有者や管理者による確認等の終了後の、焼損物件の処分方法につきましては、物件の所有者または、罹災者が罹災した区にあります各区資源循環局事務所にお問い合わせください。

○本市処理施設のごみ受入基準

施設名	搬入禁止物	破砕機の有無(※) 搬入条件
鶴見工場	1 資源化可能な古紙 2 産業廃棄物（「横浜市が処分する産業廃棄物」（横浜市告示第247号）に記載された産業廃棄物は除く） 3 特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定するもの） 4 焼却不適物 (1) 不燃物 (2) 液体 (3) 大量の粉末 (4) 直径20cm以上のもの (5) 長さ50cm以上のもの（破砕機を使用する場合は300cm以上のもの） (6) 焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの (7) 感染性廃棄物 (8) 毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条に規定するもの） (9) 動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く）	破砕機なし
鶴見資源化センター		直径20cmまで 長さ300cmまで
旭工場		直径20cmまで 長さ300cmまで
金沢工場		破砕機なし
都筑工場		直径20cmまで 長さ300cmまで

南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場	【受入基準】 1 不燃物・焼却不適物 2 PCBが付着または混入されていないもの 3 油分が付着または混入されていないもの 4 水中に投じて油膜が生じないもの 5 水中に投じて浮遊しないもの 6 毒物・劇物が付着または混入されていないもの 7 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの 8 中空でないもの 9 概ね30cm以下に破砕又は切断したもの ※1 廃プラスチック・ゴムくずは、浮遊対策のため15cm以下に破砕または切断して下さい。 ※2 水銀使用製品廃棄物（水銀式の体温計や血圧計）も該当します。
-----------------------	---

○横浜家電リサイクル推進協議会受付フリーダイヤル

電話番号	受付時間	申込先	
		御自身で家の前まで搬出できる場合	家の中からの搬入を依頼する場合
0120-014-353	月～土曜日 9時～18時 (土曜は17時まで、祝日を除く)	○	○(別途料金)
0120-632-515	月～土曜日 9時～12時 13時～17時 (土曜は16時まで、祝日を除く)	○	○(別途料金)

■ 各施設の所在地や連絡先等は、50、51 ページ参照

チェック	メモ

⑰ 一般廃棄物処理手数料の減免

■ 支援の内容

火災や、天災等（台風、洪水、高潮、大雪、地震など）の被害により生じた廃棄物を本市廃棄物処理施設に搬入する場合、一般廃棄物処理手数料が免除となります。

一般廃棄物処理手数料の減免範囲は下表の通りです。

減免理由	詳細	減免割合
天災等を受けた場合	暴風雨、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な事故等の被害により生じた廃棄物を、本市が収集、運搬及び処分し、又は、被災者が自ら本市廃棄物処理施設（以下「施設」という。）に搬入するとき。	全額
火災を受けた場合	火災により生じた廃棄物を被災者が自ら施設に搬入するとき。 ただし、以下の廃棄物を除く。 (1) 建替え等により生じた廃棄物 (2) 事業系の廃棄物のうち商品、原材料及び不燃物	全額

■ 対象となる方

火災や、天災等による被害を受けた方

■ その他注意事項

- ・申請時、各区消防署で発行される「罹災証明書」の提出が必要です。
- ・原則として、「被災後 90 日以内」に申請し、「申請後 90 日以内」に処理を完了させる必要があります。

■ 担当窓口

火災による被害を受けた場所の行政区の資源循環局収集事務所（50 ページ参照）

※必要書類等のご説明のため、あらかじめ収集事務所へお電話のうえ、ご来庁ください。

チェック	メモ

⑱燃えてしまった現金の引換え その1

被災により火災が生じると、家屋の中にある家具などと一緒にお札や硬貨が燃えてしまうことがあります。これらのお札や硬貨は、損傷したり一部しか残っていなかったりした場合などでも、法令に定める基準を満たせば日本銀行の本店または支店で新しいお金に引換えることができます。

また、一般の銀行や信用金庫などでも引換えることができる店舗があります。

■ 損傷現金の引換基準

お札	お札の「表・裏両面があること」を条件に、残っている面積を基準として引換えられる。 — 紙片が2以上になっていたり、灰がお札であることが確認できたケースにおいて、当該各紙片が同一の紙片であると判断できた場合、面積としてカウントされる。	
	①面積の3分の2以上が残っているもの	全額として引換え
	②面積の5分の2以上3分の2未満が残っているもの	半額として引換え
	③面積の5分の2未満しか残っていないもの	価値はなく失効
硬貨	硬貨の「模様の認識ができること」を条件に、量目（重さ）を基準として引換えられる。ただし、災害その他やむを得ない事由により量目（重さ）が減少した硬貨については、下記の基準にかかわらず、模様の認識ができることを条件に、額面価格の全額をもって引換えられる。	
	①金貨は、量目の98%以上のもの	全額として引換え
	②金貨以外の硬貨は、量目の2分の1を超えるもの	全額として引換え

■ 損傷現金の持込時の整理等

お札	①破れたお札は、できる限り各片を貼り合わせる（記番号の確認、模様の突合、色合いの確認等を行うので、異なったお札の片を貼り合わせないようにする）。
	②濡れたお札については、できる限り1枚ずつの状態乾燥させる。
	③付着物は、できる限り取り除く。
	④破碎のおそれのあるお札は、箱に入れる等、できる限り原形を崩さぬように持ち込む（灰がバラバラになってしまうと、同一の紙片と判断できず、失効となることがある）。
硬貨	①汚れのひどいものは、水洗いのうえ乾燥させる。
	②金属片、プラスチック等の付着物はできる限り取り除く。

チェック	メモ

⑱燃えてしまった現金の引換え その2

■ 引換依頼窓口

日本銀行（本店）	所在地：東京都中央区日本橋本石町2-1-1 電話：03-3279-1111（代表）
日本銀行横浜支店	所在地：横浜市中区日本大通20-1 電話：045-661-8141（発券課）

■ 引換手続き等

- ・ 引換えは、予約が必要です。事前に電話連絡のうえ、来店日時を調整してください。
- ・ 引換依頼（来店）時には、日本銀行所定の書類に必要事項を記入のうえ、提出が必要です。その際、引換えを依頼される方の同意を得たうえで、本人確認がありますので、運転免許証や国民健康保険証などの準備をしてください。
- ・ 罹災証明書の提出は、不要です。

■ 手数料

日本銀行は、手数料を徴収することなく損傷現金の引換えを行います。

■ ホームページ

日本銀行が行う損傷現金の引換えに関しては、日本銀行のホームページに掲載しています。

日本銀行HP <http://www.boj.or.jp/>
 ホーム>日本銀行について>各種窓口・手続き>損傷したお金の引換え窓口>
 日本銀行が行う損傷現金の引換えについて

日本銀行横浜支店HP <http://www3.boj.or.jp/yokohama/index.html>
 ホーム>支店のご紹介>各課の仕事1（発券課）

⇒【日本銀行HPからのアクセス】

ホーム>日本銀行について>日本銀行の概要>所在地（本店案内図）・入館案内>
 本店・支店・国内事務所 ⇒ 横浜をクリック>ホーム>支店のご紹介>各課の
 仕事1（発券課）

チェック	メモ

①9 高齢者向け優良賃貸住宅への入居

■ 支援の内容

高齢者（満 60 歳以上）単身又は高齢者世帯の方は、民間土地所有者等が整備する高齢者向け優良賃貸住宅等に入居することができます。

■ 活用できる方

主な要件は以下のとおりです。

- 1 申込本人または同居者が基準日に横浜市内に在住または在勤していること。
- 2 住民基本台帳に記録されている者であること。
- 3 自ら居住するために申込を行うものであること。
- 4 申込本人が満年齢 60 歳以上で、単身または同居者が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 配偶者（内縁関係にある方及び婚約者を含みます。配偶者の年齢は問いません。）
 - (2) 満 60 歳以上の親族（六親等以内の血族または三親等以内の姻族を言います。）等
- 5 申込本人及び同居者が入居時に自立した生活ができる健康状態にあるか、自立した生活ができる健康状態にある申込本人または同居者の支援により日常生活を営むことができること。
- 6 住民税の滞納がないこと又は住民税を特別徴収義務者に納付していること。
- 7 世帯月収が 387,000 円以下であること。

■ その他

- ・空室がある場合に限り入居できます。
- ・高齢者向けの民間賃貸住宅です。公営住宅や介護付き住宅、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）はありません。
- ・契約家賃額から家賃助成額を差し引いた額が自己負担額になります。家賃補助額は収入に応じて決まり、最大で 4 割です。

■ 担当窓口

建築局 住宅政策課
電話：045-671-4121

チェック	メモ

⑱ 特定優良賃貸住宅(ヨコハマ・りぶいん)への入居

■ 支援の内容

中堅所得者層の家族を主体とする方は、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。

■ 活用できる方

主な要件は以下のとおりです。

- 1 世帯月収が200,000円以上601,000円以下であること。または、世帯月収が158,001円以上199,999円以下の場合、事業者から下限緩和について、あらかじめ同意が得られていること。
- 2 自ら居住するために住宅を必要とするものであること。
- 3 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認める場合はこの限りでない。
- 4 住民基本台帳に記録されている者であること。
- 5 住民税の滞納がないこと又は住民税を特別徴収義務者に納付していること。

■ その他

- ・ 特定優良賃貸住宅に空家がある場合に、入居できます。
- ・ 所得要件については、18歳未満の同居親族を有する場合、緩和措置があります。
- ・ 契約家賃額から家賃助成額を差し引いた額が自己負担額になります。家賃助成額は収入に応じて決まります。

■ 担当窓口

建築局 住宅政策課
電話：045-671-4121

チェック	メモ

⑱横浜市子育て世帯向け優良賃貸住宅への入居

■ 支援の内容

横浜市子育て世帯向け優良賃貸住宅（子育てりぶいん）とは、18歳未満の子どもがいる家庭向けに、国と横浜市が家賃の一部を補助する賃貸マンションです。

■ 活用できる方

主な要件は以下のとおりです。

- 1 18歳未満の子どもがいて、入居者のいずれかが横浜市内に在住又は在勤していること（同居者は、2親等以内の親族）。
- 2 世帯月収が214,000円以下であること。
- 3 住民基本台帳に記録されている者であること。
- 4 住民税の滞納がないこと又は住民税を特別徴収義務者に納付していること。
- 5 自ら居住するために申込を行うものであること。
- 6 契約日より1か月以内に住民票を移動し、入居完了届を提出できる世帯であること。

■ その他

- ・空室がある場合に限り入居できます。
- ・家賃補助額は、最大で4万円です。
- ・家賃助成の期間は最長6年間です。
- ・礼金0円、仲介手数料0円、更新料0円です。
- ・徒歩20分以内に小児医療施設があります。
- ・子育て施設が1km以内にあります。

■ 担当窓口

建築局 住宅政策課
電話：045-671-4121

チェック	メモ

⑳ 個人市民税（県民税を含む）の減免

■ 支援の内容

災害により死亡又は生死不明となった場合や、障害者となった場合、もしくは住宅又は家財が滅失等された場合、その状況に応じて市民税（県民税を含む）の負担を軽減する減免措置が受けられることがあります。

■ 活用できる方

- ・ 災害によって死亡し、又は生死不明となった方
- ・ 災害によって障害者となった方
- ・ 災害によって住宅又は家財が滅失し、又はき損した方（前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合）

■ 担当窓口

各区役所 税務課（44 ページ参照）

チェック	メモ

㉑ 市税の徴収猶予

■ 支援の内容

災害により被害を受け、市税を一時に納税することができない場合、申請をし、その許可を得ることにより、徴収の猶予を受けることができます。

■ 活用できる方

納税者（特別徴収義務者を含みます。）で災害により被害を受け、市税を一時に納税することができない方

■ 担当窓口

各区役所 税務課（44 ページ参照）

チェック	メモ

②② 固定資産税及び都市計画税の減免

■ 支援の内容

災害により固定資産に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

家屋については資産の所在する区の区役所税務課に、償却資産については横浜市償却資産センターに減免の申請をされますと、災害発生の日以降の納期分の税額が、その被災の程度に応じて次のとおりに減免されます。

区分	減免する範囲	減免する税額	
固定資産税 都市計画税	家屋 償却資産	・ 災害により 5/10 以上の 損害を受けた場合	・ 災害後の納期分の 全額
		・ 災害により 2/10 以上の 損害を受けた場合	・ 災害後の納期分の 5/10 の額
		・ 災害により 1/10 以上の 損害を受けた場合	・ 災害後の納期分の 2/10 の額

※ 災害によって家屋が滅失又は損壊した住宅用地（土地）については、2年度分に限り土地の特例措置が引き続き適用される場合があります。

※ 償却資産に対する損害割合の算定は、当該納税義務者の区内における全ての償却資産の価格に対する被災償却資産の損害価格の割合となります。

■ 活用できる方

災害によって損害を受けた固定資産を所有している方

■ その他

- ・ 必要に応じて、現地調査を行う場合があります。
- ・ 被災が軽微な場合には、減免の対象とならないこともあります。

■ 担当窓口

【家屋・土地】 各区役所 税務課（44 ページ参照）

【償却資産】 横浜市償却資産センター（45 ページ参照）

チェック	メモ

②③国民年金保険料の免除等

■ 支援の内容

国民年金保険料の免除

国民年金保険料を納めることが困難な方には、申請し審査・承認されると保険料納付が免除される制度があります。

本人、配偶者、世帯主、又は本人や配偶者の属する世帯の他の世帯員が、次のような被害を受けた場合、保険料が免除されます。

- ・住宅や家財等が全焼、半焼、一部焼失等の被害を受け、その被害が最も大きい財産に係る被害額がおおむね2分の1以上である場合

■ 活用できる方

国民年金第1号被保険者

■ 担当窓口

各区役所 保険年金課（44 ページ参照）

チェック	メモ

②④国民健康保険等保険料・一部負担金の減免

■ 支援の内容

次の措置が講じられる場合があります。

- ・国民健康保険料及び一部負担金の減免
- ・後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免
- ・介護保険料及び一部負担金の減免

■ 担当窓口

各区役所 保険年金課（44 ページ参照）

チェック	メモ

②5 建物滅失登記

■ 手続きの内容

建物滅失登記とは、建物が取り壊されたり、焼失したりして、建物が実際に無くなったときに行う登記手続きのことです。

■ 対象となる方

- ・ 所有している建物を取り壊した方
 - ・ 地震や火災等の災害により所有している建物が滅失してしまった方
- 《その他の具体例》
- ・ 建物が存在しないのに登記簿上だけ残っているような場合（取壊し原因が焼失・不明等を含む）
 - ・ 以前に建物を取り壊して、現在、他の建物が同じ場所に建っていて、以前の建物の建物滅失登記が未了の場合

■ 登記相談予約について

登記相談は予約制です。登記申請手続の相談を希望される場合は、事前に電話によりお申込みください（連絡先は52 ページ参照）。

■ その他注意事項

- ・ 焼失時は、申請に各区消防署で発行される「罹災証明書」の提出が必要となり、それ以外にもケースにより必要書類が追加となる場合があります。
- ・ 建物の滅失の日から1か月以内の登記申請義務があります。

■ 担当窓口

滅失した建物の所在地を管轄している法務局（52 ページ参照）

チェック	メモ

②6 雑損控除（確定申告）

■ 手続きの内容

火災等により、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

■ 対象となる方

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

- 1 資産の所有者が次のいずれかであること。
 - (1) 納税者
 - (2) 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が 48 万円以下の者。
- 2 棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

■ 雑損控除の金額

次の二つのうちいずれが多い方の金額です。

- 1 (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%
- 2 (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5 万円

■ 雑損控除を受けるための手続

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください。

なお、給与所得のある方は、平成 31 年 4 月 1 日以降の確定申告書の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりましたが、確定申告書には、源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、確定申告書第二表等に必ず記載してください。

また、税務署等で確定申告書を作成する場合には、所得金額を計算するための参考として、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください

※ 雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が 1000 万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。

■ 担当窓口

各税務署（47 ページ参照）

チェック	メモ

②7 生活福祉資金の貸付

■ 支援の内容

低所得世帯が火災等被災によって生活費が必要なときに少額の貸付を行います。

■ 貸付限度額

100,000 円以内で必要な額

■ 利子

無利子

■ 措置期間

2 か月

■ 返済期間

12 か月（相談時に決定します）

■ 連帯保証人

不要

■ 申込に必要な書類

- ・ 住民票（世帯全員分）
- ・ 借入申込者本人の確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・ 印鑑登録証明証及び実印
- ・ 収入証明関係書類（原則として世帯全員分）
- ・ 預金通帳の写し（資金送金口座の確認用）
- ・ その他、経済的に困っている理由・状況の根拠となる資料（罹災証明書等）

■ 担当窓口

各区社会福祉協議会（46 ページ参照）

チェック	メモ

②⑧生活保護・生活困窮者自立支援制度

【生活保護】

「生活保護法」に基づき、収入や資産、他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように支援する制度です。（利用にあたっては審査があります。）

【生活困窮者自立支援制度】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、さまざまな事情により生活にお困りの方、またはそのおそれのある方に対して、その状況に応じ自立に向かっていただけるよう支援する制度です。相談などの人的な支援が中心となっています。

■ 支援の内容

【生活保護】

- ・最低限度の生活保障
⇒生活費や家賃等、国の定めた基準に基づき世帯に必要な保護費を支給します。
- ・自立に向けた支援
⇒医療や介護の相談を始め、就職や子の進学に向けた支援、家計のやりくりに関する相談等、各世帯の状況に応じ自立に向けた支援を行います。

【生活困窮者自立支援制度】

- ・どこに相談したらいいかわからない
⇒適切な相談窓口へのご案内も含め、区役所内外の関係機関と連携しながら、解決に向けた支援（自立相談支援）
- ・住むところがない
⇒一時的な宿泊場所や食事を提供しながら、自立に向けた支援（一時生活支援）

■ 活用できる方

横浜市にお住まいで、生活にお困りの方、またはそのおそれのある方

■ 担当窓口

各区役所 生活支援課（44 ページ参照） ※予約不要

チェック	メモ

②9 義務教育諸学校への就学奨励制度 その1

【就学援助制度】

お子さんを横浜市立小・中・義務教育学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

■ 援助を受けられる方

児童扶養手当を受給されている方、その他経済的にお困りの方で同一生計の家族全体の収入が限度額以下の方など、経済的な理由によりお子さんを就学させることが困難なご家庭

■ 援助の内容

学用品費、通学用品費、遠足などの校外活動費、修学旅行費、学校給食費など。

■ 申請方法

お子さんが通学している学校で配布される「就学援助制度のお知らせ」をお読みのうえ、お知らせについている「就学援助申請書」に必要事項を記入し、証明書等を添付して、お子さんが通学している学校へお申し込みください。

■ 制度についてのお問合せ先

お子さんが通学している学校、もしくは教育委員会学校支援・地域連携課 就学係（電話：045-671-3270、fax：045-681-1414）

チェック	メモ

②9 義務教育諸学校への就学奨励制度 その2

【私立学校等就学奨励制度】

市内に在住し、お子さんが国立・県立または市内にある私立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）へ通学する方、あるいはお子さんが外国籍で市内の外国人学校（初級部・中級部）へ通学する方で、経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

■ 奨励費を受けられる方

児童扶養手当を受給されている方、その他経済的にお困りの方で同一生計の家族全体の収入が限度額以下の方など、経済的な理由によりお子さんを就学させることが困難なご家庭

■ 奨励費の内容

学用品費、通学用品費、遠足などの校外活動費、修学旅行費、学校給食費など。

■ 申請方法

お子さんが通学している学校で7月ごろに配布されるお知らせをお読みのうえ、お知らせについている申請書に必要事項を記入し、証明書等を添付して、お知らせに記載されている申込先へお申し込みください。

■ 制度についてのお問合せ先

お子さんが通学している学校、もしくは教育委員会学校支援・地域連携課就学係（電話：045-671-3270、fax：045-681-1414）

チェック	メモ

③〇 保育所等利用料の減免

■ 支援の内容

保育所等を利用する児童で、被災に遭い利用料の支払いが困難な場合は、申請により減免の認定を受けられる場合があります。

■ 減免の認定

被災世帯に係る減免の認定は、当該世帯が居住する家屋が火災、地震及び風水害により、半壊、全壊、半焼、全焼若しくは床上浸水以上したとき、減免の認定をします。

■ 減免の期間

- 1 住宅、家財等の資産が70%以上の被害を受けたときは、減免事由の生じた日の属する月の翌月から6か月間です。
ただし、70%以上の被害とは、被害状況が全焼、全壊またはそれらに類する状況を目安とします。
- 2 住宅、家財等の資産が20%以上の被害を受けたときは、減免事由の生じた日の属する月の翌月から3か月間です。
ただし、20%以上の被害とは、被害状況が半焼、半壊、床上浸水またはそれらに類する状況を目安とします。

■ その他

次に該当する場合は減免の認定を受けることができませんのでご注意ください。

- (1) 利用料が納付済み
- (2) 過年度の利用料
- (3) 他法又は制度の活用ができるとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の行為により免除を承諾された者を発見したとき。

■ 担当窓口

各区役所 子ども家庭支援課 (44 ページ参照)

チェック	メモ

③1 市営住宅への一時入居の手続き

■ 支援の内容

- ・ 火災等により住宅を失った方については、緊急に市営住宅の一時使用を許可することができます。
- ・ 一時使用を許可する期間は、3か月以内とし、その期間中の住宅使用料は免除するものとします。（ただし、入居にあたっては、共益費の負担のほか自治会費がかかる場合もあります。）

■ 対象となる方

以下の要件を満たす方が対象です。

- 1 横浜市内において、災害により住宅を失った方で、被災してから1か月以内の方。ただし故意又は重過失により住宅を失った方は除きます。
- 2 被災した住宅が半焼又は半壊以上（住家の損害した部分の面積が被災前の建物の延床面積の20%以上）のものであること。
- 3 横浜市内に6か月以上居住していることが住民票により確認できること。

■ 申請方法

- ・ 市営住宅一時使用許可申請書に次の書類を添付して、ご提出ください。
 - 1 一時使用しようとする者全員の証明が記載された住民票
 - 2 罹災証明書
- ・ 申請書の記載にあたっては、認印が必要になりますが、認印をお持ちでない場合は署名による申請が可能です。
- ・ ご案内できる住宅を確認する必要があるため、事前に建築局市営住宅課へご相談ください。

■ その他

- ・ 入居される住居によっては、電灯等が備え付けられている場合がありますが、退居にあたって持ち出すことはできません。
- ・ 光熱費（電気・ガス・水道・電話等）は使用者のご負担となります。使用の開始及び、終了の手続きは使用者が行います。
- ・ 一時使用は次の住居を見つけるまでのものです。市営住宅への入居ではありません。
- ・ 住宅の返却日が決まりましたら、10日前までにご連絡ください。
- ・ 退居にあたって、住宅の使用状況により修繕が必要となる場合には、修繕費を請求することがあります。

■ 担当窓口

建築局 市営住宅課
電話：045-671-2923

チェック	メモ

③2 横浜市コールセンター

横浜市コールセンターは、市役所や区役所の制度や各種手続、施設などの多様なお問合せについて、ご案内するサービス窓口です。

知りたいことがあるのに「自分で調べる時間がない」、「どこに聞いたらよいかわからない」場合など、お気軽にお問合せください。

■ 受付時間

午前 8 時～午後 9 時（土日祝日を含む毎日、年中無休）

■ 問合せ先

電話 045-664-2525

ファクス 045-664-2828

※お掛け間違いのないようお願いいたします。

※お電話の際、内容の正確な確認と電話受付などのお客さまサービス向上のために、お問合せ内容を録音させていただいております。

【多言語対応】

- ・対応言語 英語・中国語・スペイン語・韓国語・タガログ語
- ・対応時間 午前 8 時～午後 9 時（土日祝日を含む毎日、年中無休）

■ その他

- ・個人情報や専門的なお問合せの場合、担当部署のご案内、または担当部署への引継ぎを行うことがあります。
- ・市役所・区役所の閉庁時間帯（午後 5 時 15 分～翌朝 8 時 45 分）にお問合せいただいた場合、お問合せの内容により開庁時間帯に掛けなおしをお願いすることがあります。

チェック	メモ

③③横浜市犯罪被害者等支援事業

■ 支援内容と対象者

放火による犯罪被害にあった被害者とその家族、遺族からの御相談に応じ、各種支援を行います。

項目	内容	対象者
精神的被害への支援	専門資格を持つカウンセラーによる、無料カウンセリング(10回まで)	放火による被害にあった被害者とその家族、遺族
法律問題への支援	弁護士による無料法律相談(2回まで)	
転居支援※	犯罪被害により居住することが困難となった住居から、新たな住居に転居するための費用の一部を助成	放火による被害によって転居を余儀なくされた被害者とその家族、遺族
家事及び介護支援※	犯罪被害により困難となった日常生活を営むために必要な家事や介護等のホームヘルプの利用費用の一部を助成(時間・料金等の上限あり)	放火による被害によって死亡した被害者の遺族、または加療1カ月以上の重傷病を負った被害者
一時保育支援※	犯罪被害により必要となった、就学前の子にする一時保育の費用の一部を助成(時間・回数等の上限あり)	
経済的負担の軽減	犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう、見舞金を支給 ・遺族見舞金 30万円 ・重傷病見舞金 10万円	放火による被害によって死亡した被害者の遺族、または加療1カ月以上かつ入院3日間以上の重傷病を負った被害者

■ 申請方法・その他

- ・支援には一定の要件があります。また、上記の表の※の項目については、自費による利用後の請求払いとなりますが、費用の助成には要綱に定められた要件があります。まずは担当窓口へお問い合わせください。
- ・それぞれの制度によって、必要な書類が異なります。
- ・横浜市の社会福祉職の相談員が御相談に応じます。

■ 担当窓口

- ・市民局人権課 横浜市犯罪被害者相談室
電話:045-671-3117 FAX :045-681-5453
Eメール : sh-cvsoudan@city.yokohama.jp
- ・受付は平日の午前9時から午後5時まで

各区消防署警防課調査係・調査担当 連絡先一覧

消防署名	所在地	電話番号 (代表)	最寄り駅
鶴見消防署	鶴見区鶴見中央 3-20-1	045-503-0119	京急鶴見駅、JR 鶴見駅
神奈川消防署	神奈川区広台太田町 3-8	045-316-0119	東急反町駅、JR 東神奈川駅、京急仲木戸駅
西消防署	西区戸部本町 50-11	045-313-0119	京急戸部駅、相鉄平沼橋駅
中消防署	中区山吹町 2-2	045-251-0119	JR 関内駅、地下鉄伊勢佐木長者町駅
南消防署	南区浦舟町 2-33	045-253-0119	地下鉄阪東橋駅、京急黄金町駅
港南消防署	港南区港南 4-2-10	045-844-0119	地下鉄港南中央駅
保土ヶ谷消防署	保土ヶ谷区神戸町 140-5	045-342-0119	相鉄星川駅、相鉄天王町駅
旭消防署	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	045-951-0119	相鉄鶴ヶ峰駅
磯子消防署	磯子区磯子 2-1-3	045-753-0119	JR 磯子駅、JR 根岸駅
金沢消防署	金沢区泥亀 2-9-1	045-781-0119	京急金沢八景駅、京急金沢文庫駅
港北消防署	港北区大豆戸町 26-1	045-546-0119	東急大倉山駅
緑消防署	緑区中山町 4-36-19	045-932-0119	JR 中山駅
青葉消防署	青葉区市ヶ尾町 33-1	045-974-0119	東急市が尾駅
都筑消防署	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-945-0119	地下鉄センター南駅
戸塚消防署	戸塚区戸塚町 4144	045-881-0119	JR 戸塚駅、地下鉄戸塚駅
栄消防署	栄区桂町 301	045-892-0119	JR 本郷台駅
泉消防署	泉区和泉中央北 5-1-1	045-801-0119	相鉄いずみ中央駅
瀬谷消防署	瀬谷区二ツ橋町 190	045-362-0119	相鉄三ツ境駅

各区役所 連絡先一覧

区役所名	所在地	電話番号 (代表)	最寄り駅
鶴見区役所	鶴見区鶴見中央 3-20-1	045-510-1818	JR「鶴見」駅、京急線「京急鶴見」駅
神奈川区役所	神奈川区広台太田町 3-8	045-411-7171	JR「東神奈川」駅、東急東横線「反町」駅、京急線「京急東神奈川」駅
西区役所	西区中央 1-5-10	045-320-8484	京急線「戸部」駅、相鉄本線「平沼橋」駅
中区役所	中区日本大通 35	045-224-8181	JR「関内」駅、市営地下鉄「関内」駅、みなとみらい線「日本大通り」駅
南区役所	南区浦舟町 2-33	045-341-1212	市営地下鉄「阪東橋」駅、京急線「黄金町」駅
港南区役所	港南区港南 4-2-10	045-847-8484	市営地下鉄「港南中央」駅
保土ヶ谷区役所	保土ヶ谷区川辺町 2-9	045-334-6262	相鉄本線「星川」駅
旭区役所	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	045-954-6161	相鉄本線「鶴ヶ峰」駅
磯子区役所	磯子区磯子 3-5-1	045-750-2323	JR「磯子」駅
金沢区役所	金沢区泥亀 2-9-1	045-788-7878	京急線「金沢文庫」駅、シーサイトライン・京急線「金沢八景」駅
港北区役所	港北区大豆戸町 26-1	045-540-2323	東急東横線「大倉山」駅
緑区役所	緑区寺山町 118	045-930-2323	JR・市営地下鉄「中山」駅
青葉区役所	青葉区市ヶ尾町 31-4	045-978-2323	東急田園都市線「市が尾」駅
都筑区役所	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-948-2323	市営地下鉄「センター南」駅
戸塚区役所	戸塚区戸塚町 16-17	045-866-8484	JR・市営地下鉄「戸塚」駅
栄区役所	栄区桂町 303-19	045-894-8181	JR「本郷台」駅
泉区役所	泉区和泉中央北 5-1-1	045-800-2323	相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅
瀬谷区役所	瀬谷区二ツ橋町 190	045-367-5656	相鉄本線「三ツ境」駅

横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

名称	所在地	電話番号 (代表)	場所
横浜市償却資産 センター	中区真砂町 2-22 関内中央ビル 10 階	045-671-4384	JR 関内駅 地下鉄関内駅

横浜市償却資産センターは、令和2年12月頃、横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階へ移転予定です。詳細は決まり次第ホームページでお知らせします。

各行政サービスコーナー 連絡先一覧

各称	所在地	電話番号 (代表)	場所
鶴見駅西口	鶴見区豊岡町 2-20	045-586-0975	JR 鶴見駅西口「フーガ 1 (西友)」前
横浜駅	西区高島 2-25-5	045-453-2525	横浜駅みなみ通路
上大岡駅	港南区上大岡西 1-9-B-1	045-848-0171	地下鉄上大岡駅構内 「バスターミナル改札 口」前
港南台	港南区港南台 3-3-1	045-835-2664	JR 港南台駅そば「港南 台 214 ビル」3階
二俣川駅	旭区二俣川 1-3-2	045-366-6615	二俣川駅「二俣川相鉄 ライフ」4階
新横浜駅	港北区新横浜 2-100	045-475-1301	地下鉄新横浜駅「駅事 務所」ならび
日吉駅	港北区日吉 2-1-1	045-565-0013	東急東横線・目黒線日 吉駅「トラベルサロ ン」内
あざみ野駅	青葉区あざみ野 2-1-2	045-903-8291	東急田園都市線あざみ 野駅
戸塚	戸塚区戸塚町 16-17	045-862-6641	戸塚区総合庁舎 2 階
東戸塚駅	戸塚区品濃町 692	045-825-4994	JR 横須賀線東戸塚駅 1 階東口バスターミナル 前




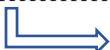

各区社会福祉協議会 連絡先一覧

区社協名	所在地	電話番号 (代表)	最寄り駅
鶴見区 社会福祉協議会	鶴見区鶴見中央 4-37-37、 リオベルデ鶴声 2 階	045-504-5619	JR 鶴見駅、京急鶴見駅
神奈川区 社会福祉協議会	神奈川区反町 1-8-4、はー と友神奈川内	045-311-2014	東急反町駅、JR 東神奈川駅
西区 社会福祉協議会	西区高島 2-7-1、ファース トプレイス横浜 3 階	045-450-5005	JR 横浜駅、地下鉄横浜駅
中区 社会福祉協議会	中区山下町 2、産業貿易セ ンタービル 4 階	045-681-6664	みなとみらい線日本大通り駅
南区 社会福祉協議会	南区浦舟町 3-46、浦舟複 合福祉施設 8 階	045-260-2510	地下鉄阪東橋駅、京急黄金町駅
港南区 社会福祉協議会	港南区港南 4-2-8、3 階	045-841-0256	地下鉄港南中央駅
保土ヶ谷区 社会福祉協議会	保土ヶ谷区川辺町 5-11、 かるがも 3 階	045-341-9876	相鉄星川駅
旭区 社会福祉協議会	旭区鶴ヶ峰 1-6-35	045-392-1123	相鉄鶴ヶ峰駅
磯子区 社会福祉協議会	磯子区磯子 3-1-41、磯子 センター 5 階	045-751-0739	JR 磯子駅
金沢区 社会福祉協議会	金沢区泥亀 1-21-5、いき いきセンター金沢内	045-788-6080	京急金沢文庫駅
港北区 社会福祉協議会	港北区大豆戸町 13-1、吉 田ビル 2 階	045-547-2324	東急大倉山駅
緑区 社会福祉協議会	緑区中山町 2 丁目 1-1 ハーモニーみどり 1 階	045-931-2478	JR 中山駅
青葉区 社会福祉協議会	青葉区市ヶ尾町 1169-22	045-972-8836	東急市が尾駅
都筑区 社会福祉協議会	都筑区荏田東 4-10-3、港 北ニュータウンまちづく り館内	045-943-4058	地下鉄センター南駅
戸塚区 社会福祉協議会	戸塚区戸塚町 167-25	045-866-8434	JR 戸塚駅、地下鉄戸塚駅
栄区 社会福祉協議会	栄区桂町 279-29	045-894-8521	JR 本郷台駅
泉区 社会福祉協議会	泉区和泉中央南 5-4-13 相鉄いずみ中央ライフ M 3 階 泉ふれあいホーム内	045-802-2150	相鉄いずみ中央駅
瀬谷区 社会福祉協議会	瀬谷区二ツ橋町 469、せや まる・ふれあい館内	045-361-2117	相鉄三ツ境駅

各税務署 連絡先一覧

税務署名	所在地	電話番号 (代表)	最寄り駅
神奈川	港北区大豆戸町 528-5	045-544-0141	JR 新横浜駅、JR 菊名駅、東急菊名駅、東急大倉山駅、地下鉄新横浜駅
 管轄区域：神奈川区、港北区			
鶴見	鶴見区鶴見中央 4-38-32	045-521-7141	JR 鶴見駅、京急鶴見駅
 管轄区域：鶴見区			
戸塚	戸塚区吉田町 2001	045-863-0011	JR 戸塚駅、地下鉄戸塚駅
 管轄区域：戸塚区、栄区、泉区			
保土ヶ谷	保土ヶ谷区帷子町 2-64	045-331-1281	JR 保土ヶ谷駅、相鉄天王町駅
 管轄区域：保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区			
緑	青葉区市ヶ尾町 22-3	045-972-7771	東急市が尾駅
 管轄区域：緑区、青葉区、都筑区			
横浜中	中区山下町 37-9	045-651-1321	みなとみらい線元町・中華街駅、JR 石川町駅
 管轄区域：中区、西区			
横浜南	金沢区並木 3-2-9	045-789-3731	シーサイドライン幸浦駅、京急能見台駅
 管轄区域：南区、磯子区、金沢区、港南区			

各年金事務所 連絡先一覧

年金事務所名	所在地	電話番号 (代表)	最寄り駅
鶴見	鶴見区鶴見中央 4-33-5、T G 鶴見ビル 2・4 階	045-521-2641	JR 鶴見駅、京急鶴見駅
 管轄区域：鶴見区、神奈川区			
港北	港北区大豆戸町 515	045-546-8888	JR 新横浜駅、地下鉄新横浜駅
 管轄区域：港北区、緑区、青葉区、都筑区			
横浜中	中区相生町 2-28	045-641-7501	JR 関内駅、地下鉄関内駅
 管轄区域：西区、中区（国民年金、年金相談） 西区、中区、南区、磯子区、金沢区、港南区（厚生年金保険）			
横浜西	戸塚区川上町 87-1、ウエル ストーン1ビル 2 階	045-820-6655	JR 東戸塚駅
 管轄区域：保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、瀬谷区、栄区、泉区			
横浜南	南区宿町 2-51	045-742-5511	地下鉄蒔田駅
 管轄区域：南区、磯子区、金沢区、港南区（国民年金、年金相談）			

神奈川県地域協会 各住宅電気工事センター 連絡先一覧

住宅電気工事 センター名	所在地	電話番号	受け持ちエリア
鶴見	鶴見区鶴見中央 3-26-4 鶴見商工会館 2 階	045-502-0272	鶴見区、港北区（一部を除く）、神奈川区（一部を除く）
高島	西区御所山町 18-2	045-261-0667	神奈川区（一部を除く）、保土ヶ谷区（一部を除く）、西区、中区（一部を除く）、南区（一部を除く）、港北区（一部を除く）
中	中区三吉町 4-1 神奈川電気工事会館 2 階	045-252-6879	磯子区、港南区（一部を除く）、中区（一部を除く）、南区（一部を除く）、金沢区
中山	緑区中山町 610 楠原医院 2 階	045-931-6639	緑区、青葉区、都筑区、保土ヶ谷区（一部を除く）
戸塚	戸塚区戸塚町 2885	045-864-8834	戸塚区、泉区、栄区、港南区（一部を除く）
旭	旭区笹野台 3-5-9	045-391-3467	旭区、瀬谷区









各資源循環局事務所 連絡先一覧

事務所名	所在地	電話番号 (代表)	最寄り駅
鶴見事務所	鶴見区小野町 39	045-502-5383	JR 鶴見小野駅、JR 弁天町駅
神奈川事務所	神奈川区千若町 3-1-43	045-441-0871	京急神奈川新町駅
西事務所	西区浜松町 11-4	045-241-9773	相鉄西横浜駅
中事務所	中区錦町 11-2	045-621-6952	JR 山手駅
南事務所	南区睦町 1-1-2	045-741-3077	地下鉄吉野町駅
港南事務所	港南区港南台 8-4-41	045-832-0135	JR 港南台駅
保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町 355	045-742-3715	JR 保土ヶ谷駅、京急井土ヶ谷駅
旭事務所	旭区白根 2-8-1	045-953-4811	相鉄西谷駅
磯子事務所	磯子区新磯子町 6	045-761-5331	JR 磯子駅、JR 根岸駅
金沢事務所	金沢区幸浦 2-2-6	045-781-3375	シーサイドライン並木中央駅
港北事務所	港北区大豆戸町 1238	045-541-1220	JR 新横浜駅、ブルーライン北新横浜駅
緑事務所	緑区長津田みなみ台 5-1-15	045-983-7611	JR 長津田駅、東急長津田駅
青葉事務所	青葉区市が尾町 2039-1	045-975-0025	東急市が尾駅
都筑事務所	都筑区平台 27-2	045-941-7914	グリーンライン都筑ふれあいの丘駅
戸塚事務所	戸塚区川上町 415-8	045-824-2580	JR 東戸塚駅
栄事務所	栄区上郷町 1570-1	045-891-9200	京急六浦駅
泉事務所	泉区和泉町 5874-14	045-803-5191	相鉄いずみ野駅
瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町 548-2	045-364-0561	相鉄三ツ境駅

各資源循環局施設 連絡先一覧

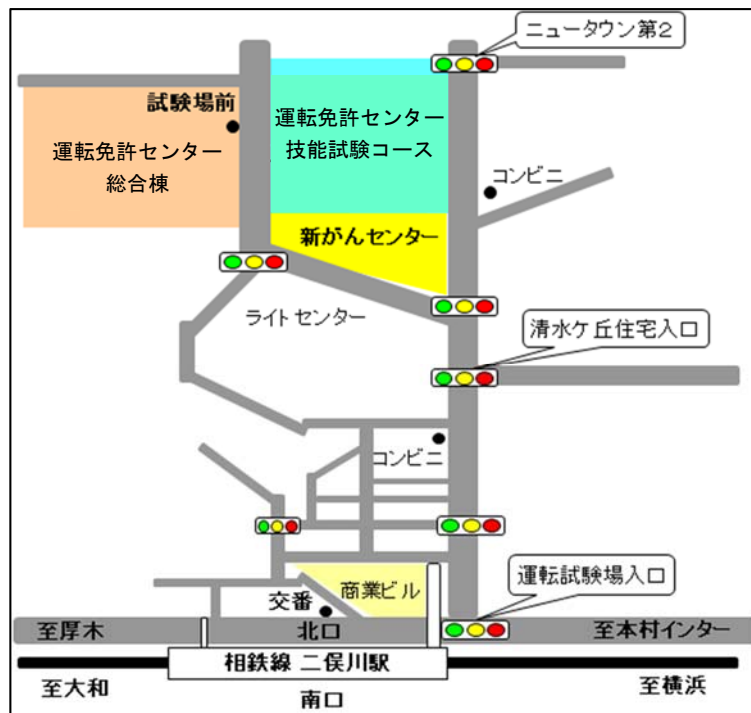
事務所名	所在地	電話番号 (代表)	休業日
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番地2	045-625-9647	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
港南 ストックヤード	港南区日野南3-1-2 (港南資源回収センター内)	お申し込み： 粗大ごみ受付 センター (0570-200-530)	施設点検日(1月：第2水曜日、その他の月：第1水曜日)、年末年始 ※第1水曜日が祝日にあたるときは、その直後の祝日でない平日が休み
長坂谷 ストックヤード	緑区寺山町745-45	※通話料割引サービスを利用されている方は、	日曜日、年末年始
神明台 ストックヤード	泉区池の谷3949-1 (神明台処分地内)	045-330-3953	日曜日、年末年始
鶴見 資源化センター	鶴見区末広町1-15-1 (鶴見工場内)	045-330-3953	日曜日、年末年始
鶴見工場	鶴見区末広町1-15-1	045-521-2191	
旭工場	旭区白根2-8-1	045-953-4851	
金沢工場	金沢区幸浦2-7-1	045-784-9711	
都筑工場	都筑区平台27-1	045-941-7911	

各横浜地方法務局 連絡先一覧

法務局名	所在地	電話番号 (代表)	最寄り駅
横浜地方法務局 (本局)	中区北仲通 5-57	045-641-7461	みなとみらい線馬車道 駅
 管轄区域：中区、西区、南区			
神奈川出張所	神奈川区七島町 117	045-431-5353	京急子安駅
 管轄区域：神奈川区、保土ヶ谷区、鶴見区			
金沢出張所	金沢区泥亀 2-7-1	045-782-4993	京急金沢八景駅、京急 金沢文庫駅
 管轄区域：金沢区、磯子区			
青葉出張所	青葉区荏田西 1-9-12	045-973-2020	東急市が尾駅
 管轄区域：緑区、青葉区			
港北出張所	港北区新横浜 3-24-6	045-474-1280	JR 新横浜駅
 管轄区域：港北区、都筑区			
戸塚出張所	戸塚区戸塚町 2833	045-871-3912	JR 戸塚駅（徒歩は約 25 分かかりますので、 バスご利用が便利で す）
 管轄区域：戸塚区、泉区			
栄出張所	栄区小菅ヶ谷 1-6-2	045-895-3071	JR 本郷台駅
 管轄区域：港南区、栄区			
旭出張所	旭区柏町 113-2	045-365-1300	相鉄南万騎が原駅
 管轄区域：旭区、瀬谷区			

【神奈川県運転免許センター】

- ・ 所在地：旭区中尾 1-1-1
- ・ 電話：045-365-3111
- ・ 最寄り駅：相鉄線二俣川駅



平成 29 年 10 月 初版
平成 30 年 5 月 第 2 刷
令和元年 5 月 第 3 刷
令和元年 10 月 第 4 刷
令和 2 年 7 月 第 5 刷

【編集】

横浜市消防局 予防部予防課調査係

電話 : 045-334-6752~6755

令和 2 年 7 月